

議案第 44 号

飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳也

提案理由

水道法の改正に伴う改正

# 飛驒市水道事業給水条例及び飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(飛驒市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 飛驒市水道事業給水条例(平成16年飛驒市条例第233号)の一部を次のように改正する。

第10条、第45条第2項及び第49条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年飛驒市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号の規定に該当する者の水道技術管理者の資格については、なお従前の例による。

資料

(第1条) 飛騨市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
目次 略	目次 略
第1条～第9条 略  (給水装置の新設等の申込み)	第1条～第9条 略  (給水装置の新設等の申込み)
第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。	第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
第11条～第44条 略  (給水装置の基準違反に対する措置)	第11条～第44条 略  (給水装置の基準違反に対する措置)
第45条 略  2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	第45条 略  2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
第46条～第48条 略	第46条～第48条 略

資料

(罰則)	(罰則)
第49条 略	第49条 略
(1) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止をした者	(1) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止をした者
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
2 略	2 略
以下 略	以下 略

資料

(第2条) 飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理 に関する講習の課程を修了した者 以下 略	第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理 に関する講習の課程を修了した者 以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	水道法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により、水道法（昭和32年法律第177号）が改正されたことに伴い所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政に係る水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等の活用を図るため、厚生労働大臣から環境大臣に所掌事務が移管される。</p> <p>水道整備・管理行政に係る水質又は衛生に関する事務以外の事務については、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤強化等を図るため、厚生労働大臣から国土交通大臣に所掌事務が移管される。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。</p> <p>〔第1条〕 飛騨市水道事業給水条例            (第10条、第45条第2項及び第49条第1項関係)</p> <p>(2) 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。</p> <p>〔第2条〕 飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例            (第4条関係)</p>
市民への影響等	<p><b>【市民への影響】</b></p> <p>水道整備事業や行政事務の所管変更であるため影響はない。</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	